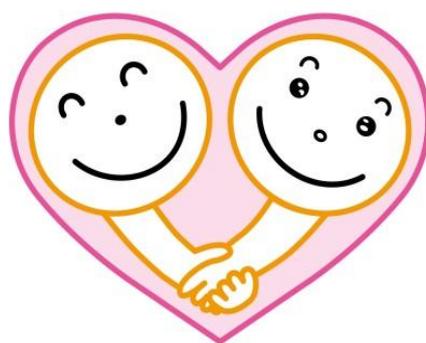


# 米沢市の在宅福祉サービス

令和7年度

米沢市社会福祉協議会マスコットキャラクター



ハートくん      こころちゃん

発行 社会福祉法人 **米沢市社会福祉協議会**

協力 **米沢市福祉事務所**

## 目次

### ①高齢者の方に

高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	1
高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）、高齢者等除雪援助員派遣事業	1
高齢者等雪下ろし助成事業、愛の一声事業、あんしん電話事業、高齢者見守り支援事業	2
紙おむつ給付事業、はり、きゅう、マッサージ等助成事業、訪問理美容助成事業	3
いきいきデイサービス事業、生きがいと創造の事業、給食配送サービス（ふれあい型）	4
給食配送サービス事業（生活支援型）、ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ育成事業	5
福祉サービス利用援助事業	5
高齢者温泉利用福祉事業	6

### ②心身の不自由な方に

身体障害者手帳交付、精神障害者保健福祉手帳交付、療育手帳交付	6
訪問入浴サービス、自立支援医療、補装具の給付	7
福祉タクシー利用助成事業、自動車燃料費助成事業、訪問理美容サービス、生活支援事業	8
除雪援助員派遣事業、雪下ろし助成事業	9
紙おむつ給付事業、意思疎通支援事業、人工透析患者通院交通費助成事業	10
日常生活用具給付事業、在宅酸素療法者支援事業、	10
福祉サービス利用援助事業、給食配送サービス事業（生活支援型）	11
障がい福祉サービス（利用の流れ）、移動支援事業	12
日中一時支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター	13

### ③ひとり親家庭の方に

雪下ろし助成事業	14
----------	----

### ④各種給付事業

子育て支援医療給付、重度心身障がい（児）者医療給付	14
ひとり親家庭等医療給付、児童手当、児童扶養手当	15
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障がい児養育手当	16
心身障がい者扶養共済制度	17

### ⑤貸付事業・貸出事業

生活福祉資金貸付制度、社会福祉資金貸付制度	17
機材貸出事業	18

### ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員名簿

19

⑦生活支援体制整備事業	26
地域包括支援センター	27
生活自立支援センター	28

# 米沢市在宅福祉サービス

## 1 高齢者の方に

### ★高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）

内 容	ホームヘルパーが提供しない軽易なサービスを提供します。 ① 家周りの清掃 ② 家内の軽微な修繕や部品などの取り付け ③ 不用となった日常生活用品の排出
対 象 者	おおむね 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
利用料等	派遣1回（30分）あたり 50円

### ★高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

内 容	高齢者を養護しておられる方が病気、冠婚葬祭等で養護できない場合に、一時的に特別養護老人ホーム等でお世話します。 利用日数 年に14日以内（送迎あり）
対 象 者	おおむね65歳以上で要介護認定において非該当（自立）認定、又は同程度と見込まれる方
申請方法等	高齢福祉課に申請書と医師の意見書を提出。利用日の約2週間前までに申請してください。受理後、市から施設へ連絡し、本人へ決定通知書を交付します。
利用料等	1日当たり 2,250円

### ★高齢者等除雪援助員派遣事業

内 容	高齢者が冬期間でも支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣します。 ・除雪範囲一道路から玄関までの生活道の確保 ・派遣期間一12月1日から3月31日まで ・派遣回数一最高10回（一部地域は12回）まで
対 象 者	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯。適用を受けようとする年度において世帯に属するすべての方の、市町村民税課税額が3万円以下の世帯
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
利用料等	1回当たり 手作業330円 除雪機使用 850円

## ★高齢者等雪下ろし助成事業

内 容	自力で雪下ろしができない虚弱な単身高齢者等に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います。（12～3月）
対 象 者	現に在宅で生活を送っている65歳以上の単身又はそれに準ずる高齢者世帯で、適用を受けようとする年度において世帯に属するすべての方の市町村民税課税額が3万円以下の世帯。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
備 考	1回の雪下ろしにかかった費用のうち10,000円を上限として助成金を交付します。

## ★愛の一声事業

内 容	週一回の訪問で乳酸飲料を配布するとともに、見守りを行います。
対 象 者	市内に居住する70歳以上の単身又は高齢者世帯等
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 緊急連絡者となる人が1名必要です。

## ★あんしん電話事業

内 容	単身高齢者等で、家庭内で緊急事態に行動することが困難な方に、緊急通報機器を貸与します。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 申請書には、緊急時に対応できる方2～3名の連絡先を記入していただきます。
備 考	貸与機器の設置等に要する費用は市負担 ※ 本事業は、固定電話のアナログ回線のみを仕様としていますので、ケーブルテレビ、光ケーブル等のデジタル回線は停電時には使用できません。

## ★高齢者見守り支援事業

内 容	訪問員が週1回、定期的にお宅を訪問します。
対 象 者	市内に居住する65歳以上の高齢者世帯や日中ひとりになる方で介護保険サービスを受けていない方
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 緊急連絡者となる人が1～2名必要です。

## ★紙おむつ給付事業

内 容	常時失禁状態にある寝たきり又は認知症の高齢者等に対して、紙おむつを購入する給付券を支給します。
対 象 者	寝たきり又は認知症の高齢者で、世帯全員の市町村民税課税額がそれぞれ 13 万円以下で常時失禁状態にある方 ①要介護 3～5 で市町村民税が非課税の方 月額 7,000 円 ②要介護 3～5 で市町村民税が課税されている方 月額 5,000 円 ③要介護 1・2、要支援 1・2 で市町村民税が非課税の方のうち、介護認定における主治医意見書又は認定調査票の障がい高齢者の日常生活自立度が B 1～C 2、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a～Mいずれかに該当する方 月額 4,000 円 ④要介護 1・2、要支援 1・2 で市町村民税が課税されている方のうち、介護認定における主治医意見書又は認定調査票の障がい高齢者の日常生活自立度が B 1～C 2、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a～Mいずれかに該当する方 月額 3,000 円
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。

## ★はり、きゆう、マッサージ等助成事業

内 容	はり、きゆう、マッサージ等の施術を受ける際に利用することができる、年間 10 枚の助成券を交付します。（1 枚につき 1,000 円分助成）
対 象 者	当該年度で 70 歳以上の方。
申請方法等	高齢福祉課に申請してください。（電話での申込み可）

## ★訪問理美容助成事業（訪問理美容サービス）

内 容	理髪店又は美容院に行って散髪等を行うことが困難である、寝たきり高齢者や認知症高齢者に対し、出張訪問（移動）に要する費用を負担します。
対 象 者	在宅で生活している要介護 3～5 の方
費用負担	理美容料金については、利用者の負担とします。 出張（移動）に要する費用（補助）は、1 回の訪問につき 2,000 円（1 枚）です。
助成券の交付	4 枚綴りの訪問理美容助成券を交付します。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。

## ★いきいきデイサービス事業

内 容	共通内容：健康チェック、お花見、紅葉狩り等独自内容 アクティブコース・・・フレイル予防のための活動（体操・運動、栄養に関する取り組み）、ゴミ拾いウォーキングなど ゆったりコース・・・フレイル予防のための活動（体操、栄養に関する取り組み）、認知症予防（折り紙等創作、脳トレ）など
対 象 者	両コースともに ・65歳以上の方 ・介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方（介護認定で非該当の方） ・介護予防・日常生活支援総合事業において、訪問型サービス、通所型サービスを利用していない方 ※アクティブコースとゆったりコースの同時利用はできません。 ※緊急連絡者となる人が1～2名必要です。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
利用料・会場	利用料：1回あたり 1,000円（昼食代含む）※内容により増額します。 会 場：特定のコミュニティセンター、すこやかセンター
備 考	定員に達している場合、参加をお待ちいただくことがあります。

## ★生きがいと創造の事業

内 容	同じ趣味をもった仲間と一緒に活動できる場所の提供や、専門講師を招いての講習会開催などを行います。 種目…陶芸、木彫、籐づる、日本画 ※園芸、手芸、水墨画は活動休止中です。
対 象 者	米沢市に居住するおおむね60歳以上の方
申請方法等	高齢福祉課に申込書を提出してください。

## ★給食配送サービス事業（ふれあい型）

内 容	見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（月1回～2回） 支部社会福祉協議会が行いますので、支部によっては実施していないところもあります。
対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
申請方法等	地区の民生委員か社会福祉協議会に相談してください。
利 用 料 等	利用料は各支部社協で異なります。（社協より300円補助）

## ★給食配送サービス事業（生活支援型）

内 容	見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（1日1食。体の状況に応じて週1回～）
対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事を作ることが困難で見守りが必要な方（家庭の状況によっては、お断りさせていただくこともあります。）
申請方法等	社会福祉協議会に相談してください。
利用料等	1食 300円（1食637円の弁当 社協より337円補助）

## ★ふれあい・いきいきサロン

内 容	地域に住む人たちの交流の場、仲間づくりの場でお茶を飲みながら楽しいひと時を過ごします。おしゃべり・会食・ゲーム・軽い運動・日帰り旅行などサロンごとにさまざまな活動を行います。 地域の子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりしたり、子育ての情報交換をしたりする子育てサロンもあります。
対 象 者	地域に住む人たちとの交流を望む方、開催場所へ自分で行ける方 子育てサロン・・・子育てをみんなで楽しもう、という気持ちのある方
問 合 せ	社会福祉協議会
利用料等	各サロンによって異なります。

## ★老人クラブ育成事業（米沢市シニアクラブ連合会）

内 容	シニアクラブは高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を行い、明るい長寿社会づくりに向け取り組んでおります。 活動費の助成有。
対 象 者	市内に居住する60歳以上の方
申請方法等	入会希望者は各地区単位シニアクラブ、又は米沢市シニアクラブ連合会事務局（社会福祉協議会内 TEL24-7881）へお申込みください。

## ★福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内 容	福祉サービスに関する利用手続きや日常的な金銭の出し入れ等のお金の管理や重要書類等の預かりを行います。
対 象 者	認知症等高齢者で福祉サービスや金銭管理等で日常生活に不安のある方
利 用 料	1回 1,500円（1時間程度）
問 合 せ	社会福祉協議会

## ★高齢者温泉利用福祉事業

内 容	日帰り温泉入浴、高齢者や障がい者団体等の集会・レクリエーションの実施会場の提供、専門職種による高齢者福祉の各種相談に対応します。
対 象 者	65 歳以上の高齢者、障害者手帳を持っている方（障がい者を介助する方は無料）
利 用 料	日帰り温泉入浴 1 回 300 円、客室・宴会場の利用及び料理は別料金 利用可能時期：木曜日（定休日）を除く全日の午前 10 時から午後 8 時まで。
問 合 せ	小町の湯やまぼうし（米沢市赤芝町字上河原 1472-1） 電話：32-2990（木曜日を除く午前 10 時から午後 8 時まで）

## 2 心身の不自由な方に

### ★身体障害者手帳交付

内 容	身体障がい者に対する各種サービスを受ける場合は身体障害者手帳が必要です。 （税の減免、バス、電車賃の割引等の場合）
対 象 者	身体に障がいをもつ方
申請方法等	社会福祉課に申請書、診断書等を提出してください。

### ★精神障害者保健福祉手帳交付

内 容	精神障がい者に対する各種サービスを受ける場合は精神障害者保健福祉手帳が必要です。
対 象 者	精神障がいをもつ方（ただし、初診日から 6 か月経過した方）
申請方法等	社会福祉課に申請書、診断書又は障がい年金の年金証書等を提出してください。

### ★療育手帳交付

内 容	知的障がい者に対する各種サービスを受ける場合は療育手帳が必要です。 （税の減免、バス、電車賃の割引等の場合）
対 象 者	知的障がいをもつ方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。（申請後は判定機関で程度の判定を受けます。）

## ★訪問入浴サービス

内 容	家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し定期的に入浴奉仕を行います。（原則として週2回派遣）
対 象 者	重度の身体障がいを有する方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★自立支援医療

内 容	障がいの種類や程度に応じてその障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療について、原則1割負担（世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）で必要な治療等を受けられます。 <b>①更生医療</b> 日常生活や職業能力を高めるために、身体障がいの程度を軽くしたり、取り除くため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待され、指定更生医療機関において治療を受ける場合。 <b>②育成医療</b> 身体に障がいのある児童が障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定育成医療機関において受ける場合 <b>③精神通院医療</b> 病院又は診療所において、通院により統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等の精神的な疾病の治療を受ける場合。
対 象 者	<b>①更生医療</b> 治療部位に障がいを有する身体障害者手帳を持っている方 <b>②育成医療</b> 身体の障がいを有する児童 <b>③精神通院医療</b> 病院又は診療所において、入院しないで行われる精神障がいの治療を必要とする方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★補装具の給付

内 容	補装具（身体上の障がいを補うための用具）給付及び修理（盲人安全杖、補聴器、車椅子、義足等）を受けられます。 原則1割負担（世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）
対 象 者	補装具を必要とする部位に障がいを有する身体障害者手帳を持っている方、もしくは難病等の方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★福祉タクシー利用助成事業

内 容	年間 26 枚のタクシー利用助成券を交付します。 【1枚当たり小型・中型車500円、大型車600円の助成、自動車燃料費助成事業との併用申請不可】
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方で 1 級～3 級の方（ただし、上肢障がい、聴覚障がい いは 2 級以上の方） 療育手帳 A を持っている方 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方
申請方法等	社会福祉課。電話で申し込み可。

## ★自動車燃料費助成事業

内 容	障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費の助成を行います。 （年間6,000円上限、福祉タクシー利用助成事業との併用申請不可）
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方で 1 級～3 級の方（ただし、上肢障がい、聴覚障がい いは 2 級以上の方） 療育手帳 A を持っている方 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方 ※上記の方が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合に限る。障がいのある 方が 18 歳未満の障がい児、又は知的・精神障がい者の場合はその家族
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★訪問理美容サービス

内 容	理髪店や美容院に出向いて散髪等を行うことが困難な場合、自宅で散髪等をしてもらいやすいよう、理美容院の出張訪問に要する費用を助成します。 出張 1 回につき 2,000 円（年 4 回分の助成券を支給）
対 象 者	外出困難な重度の肢体不自由を有する方（上肢障がいのみの方を除く）
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★生活支援事業（生活援助員の派遣）

内 容	ホームヘルパーが提供しない軽易なサービスを提供します。 ① 家周りの清掃 ② 家内の軽微な修繕や部品などの取り付け ③ 目が不自由な方への朗読
-----	----------------------------------------------------------------------------------

④不用となった日常生活用品の排出

対 象 者

下記の①、②、③に該当する方のみの世帯若しくは、①、②、③に該当する方と高齢者のみの世帯

① 身体障害者手帳を持っている方で1級～3級の方。ただし、聴覚障がい、上肢障がいは2級以上の方

② 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方。

③ 療育手帳Aを持っている方。

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等

派遣1回（30分）あたり 50円

## ★除雪援助員派遣事業

内 容

障がいのある方が冬期間でも支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣します。

- ・ 除雪範囲—道路から玄関までの生活道の確保
- ・ 派遣期間—12月1日から3月31日まで
- ・ 派遣回数—最高10回（一部地域は12回）まで

対 象 者

① 重度心身障がい者のみの世帯で、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

② 重度心身障がい者と高齢者のみの世帯で、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯。

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等

1回当たり 手作業 330円 除雪機使用 850円

## ★雪下ろし助成事業

内 容

重度の心身障がい者に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います（12月～3月）

対 象 者

① 重度心身障がい者のみの世帯で、扶養義務者がおらず、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

② 重度心身障がい者と高齢者のみの世帯で、扶養義務者がおらず、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

備 考

1回にかかった費用のうち、10,000円を上限として助成金を交付します。

## ★紙おむつ給付事業

内 容	寝たきり障がい者等に対して、紙おむつを給付券により給付します。
対 象 者	心身に障がいがあり、常時失禁状態にある方（身体障害者手帳 1・2 級（下肢、体幹、移動障がい）又は療育手帳 A の方） ①同一住所にお住まいの方全員の市町村民税が非課税の世帯に属する方 月額 7,000 円 ②同一住所にお住まいの方全員の市町村民税額が 13 万円以下の世帯に属する方 （①の世帯に属する方を除く） 月額 5,000 円
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★意思疎通支援事業

内 容	聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者で、公的機関等で手話通訳または要約筆記を必要とする場合意思疎通支援者を派遣します。
対 象 者	聴覚、音声、言語機能障がいを有する方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。 FAX 21-1600

## ★人工透析患者通院交通費助成事業

内 容	医療機関への通院に要した交通費（自家用車のガソリン代金）の一部を助成します。 （年 2 回に分けて助成）
対 象 者	人工透析のため通院している腎臓機能障がいを有する方で、生計中心者の所得税が非課税世帯の方。
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★日常生活用具給付事業

内 容	特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置等を給付します。原則 1 割負担（世帯の市町村民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります）
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方もしくは難病等の方。必要とする用具に応じて、障がいの種類や等級に制限があります。
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★在宅酸素療法者支援事業

内 容	在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障がい者に対し、その酸素供給装置の使用に係る電気代の一部を助成します。（年 2 回に分けて助成）
対 象 者	医師の処方に基づいて在宅酸素療法を行っており、かつ呼吸器機能障がいを有する

身体障害者手帳を所持し、その等級が3、4級の方（ただし、重度心身障がい者医療給付の対象となる方は該当しません。）

支給額 月額 1,600円

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

### ★福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内容 福祉サービスに関する利用手続きや日常的な金銭の出し入れ等のお金の管理や重要書類等の預かりを行います。

対象者 知的障がい・精神障がいのある方で、福祉サービスや金銭管理等で日常生活に不安のある方

利用料 1回 1,500円（1時間程度）

問合せ 社会福祉協議会

### ★給食配送サービス事業（生活支援型）

内容 見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（1日1食。体の状況に応じて週1回～）

対象者 障がい者のみの世帯や障がい者と高齢者のみの世帯で、食事を作ることが困難な方で見守りが必要な方（家庭の状況によっては、お断りさせていただくこともあります。）

申請方法等 社会福祉協議会に相談してください。

利用料等 1食 300円（1食637円の弁当 社協より337円補助）

# 障がい福祉サービス

障がい種別にかかわらず、総合的に障がい者の地域生活を支援します。

## 利用の流れ

- ①相談及び申請      まずは社会福祉課までご相談ください。
- ②調            査                      生活状況、障がいの程度について調査します。
- ③審査・認定      調査をもとに、どれくらいのサービスの提供が必要な状態か障がい支援区分が認定されます。

### ④サービス等利用計画の作成

相談支援専門員が訪問面接等によりアセスメントを行いサービス等利用計画が作成された後、サービスが支給決定されます。

- ⑤契            約                      サービスを利用する事業所を選択して、利用契約を結びます。

- ⑥サービスの利用      費用…市民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。

介護給付	障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行います。	療養介護 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 重度障がい者等包括支援 施設入所支援
訓練等給付	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助（グループホーム） 就労定着支援 自立生活援助

## ★移動支援事業

- 内            容                      単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣します。
- 対 象 者                      障がいを有する方
- 申請方法等                      社会福祉課に申請書を提出してください。

利用料等 原則 1 割負担

## ★日中一時支援事業

内 容 障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい児・者の家族の就労支援若しくは日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

対 象 者 障がいを有する方

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

利用料等 原則 1 割負担

## ★相談支援事業

内 容 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

対 象 者 障がいを有する方、その家族等

問 合 せ 先 あずさ

米沢市大字三沢 26100-14 電話 24-4335

しょうがい者地域生活支援事業所「すてっぴ」

米沢市東2丁目8-54 電話 22-0703

相談支援センター米沢とまり木

米沢市下花沢 2 丁目 4-48-7 電話 27-1351

## ★地域活動支援センター

内 容 障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

対 象 者 障がいを有する方

申請方法等 直接お申込みください。利用申請書は社会福祉課に提出してください。

ひまわりの家 電話 24-9950

ホープ 電話 23-6176

とまり木（南陽市） 電話 40-4055

## 3

## ひとり親家庭の方に

## ★雪下ろし助成事業

**内 容** 住居の屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難で、親族からの支援を受けられないひとり親家庭に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います（12～3月）。

**対 象 者** 市内在住で

- ① ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子で構成されている世帯。  
（以下、「ひとり親家庭」という。）
- ② 65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯。
- ③ 心身に重度の障がいがある人（市町村民税3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯。

**申請方法等** こども家庭課に申請書を提出してください。

**備 考** 1回にかかった費用のうち、10,000円を上限として助成金を交付します。

## 4

## 各種給付事業

## ★子育て支援医療給付（㊦医療制度）

**内 容** 医療費の自己負担分を軽減します。

**対 象 者** 0歳から高校生等（18歳到達後の最初の3月31日まで）の乳幼児等

**申請方法等** 子育て支援課に申請書を提出してください。

## ★重度心身障がい（児）者医療給付（㊧医療制度）

**内 容** 医療費の自己負担分を軽減します。

**対 象 者** 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、公的障害年金1級受給者、特別児童扶養手当1級の対象児童、特別障害者手当受給者、身体障害者手帳3級と療育手帳Bを両方所持する者  
※所得制限があります。

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★ひとり親家庭等医療給付（親医療制度）

内 容	医療費の自己負担分を軽減します。
対 象 者	18歳以下の児童を養育する母子家庭の母と18歳以下の児童 18歳以下の児童を養育する父子家庭の父と18歳以下の児童 両親のいない18歳以下の児童 ※親が就労等により児童を扶養し、かつ所得税非課税であることが条件です。 ※両親のいずれかに重度の障がいがある家庭も該当になる場合があります。
申請方法等	子育て支援課に申請書を提出してください。

## ★児童手当

内 容	児童を養育している人に対して手当を支給します。		
	支給額	3歳未満	第1子、第2子 月額15,000円 第3子以降 月額30,000円
		3歳以上高校生年代	第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円
	支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月に指定された口座に振り込みます。	
対 象 者	0歳から高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）		
申請方法等	子育て支援課に申請書を提出してください。		

## ★児童扶養手当

内 容	扶養児童数・所得額により手当を支給します。 児童扶養手当は、消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する制度になっています。
-----	-------------------------------------------------------------------

	令和7年4月～
<b>〈本体額〉</b>	
全部支給	46,690円
一部支給	46,680円～11,010円
<b>〈第2子以降加算額〉</b> (一人につき)	
全部支給	11,030円
一部支給	11,020円～5,520円

所得制限 あり

支払月 支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月に指定された口座に振込み  
ます。手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給になります。

**対 象 者** 父又は母の死亡や離別、生死不明の児童を養育している方  
(父又は母に障がいの状態がある場合はご相談ください)

**申請方法等** 子育て支援課に申請書を提出してください。

### ★特別児童扶養手当

**内 容** 20歳未満の在宅障がい児がいる場合支給します。  
月額 1級 56,800円 2級 37,830円  
支給月 4月、8月、11月

**対 象 者** 心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を監護し養育している父又は母等に支給します。所得制限があります。

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

### ★特別障害者手当

**内 容** 在宅最重度障がい者に支給します。  
月額 29,590円 支給月 2月、5月、8月、11月

**対 象 者** 障害基礎年金1級程度の障がい重複している20歳以上で最重度の心身障がい者の方。所得制限があります。

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

### ★障害児福祉手当

**内 容** 在宅重度障がい児に支給します。  
月額 16,100円 支給月 2月、5月、8月、11月

**対 象 者** 20歳未満の重度心身障がい児で常時介護を必要とする方  
所得制限があります。

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

### ★重度心身障がい児養育手当

**内 容** 3歳以上20歳未満の重度の障がい児がいる場合に支給します。  
月額 3,000円 支給月 1月、4月、7月、10月

**対 象 者** 3歳以上20歳未満の重度の障がい児を在宅で養育している人に支給。身体障害者

手帳 1、2 級、療育手帳 A、特別児童扶養手当 1 級に該当されている方です。所得制限はありません。（施設入所している場合は支給されません。）

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

## ★心身障がい者扶養共済制度

**内 容** 共済に加入している障がい者（児）の保護者が死亡した場合等に残された障がい者（児）に年金支給があります。

一〇 加入の場合 月 20,000 円支給

二〇 加入の場合 月 40,000 円支給

**対 象 者** 山形県内に住所があり、心身障がい者を扶養している 65 歳未満で健康な方

**申請方法等** 社会福祉課に申請書を提出してください。

## 5 貸付事業・貸出事業

### ★生活福祉資金貸付制度（山形県社会福祉協議会）

**内 容** 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的に必要な資金の貸付による生活支援を行います。

**対 象 者** 低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯で他機関より貸付が困難な方世帯主への貸付となります。

**必要要件** 原則として県内に在住する満 65 歳未満の連帯保証人が必要です。  
民生委員の相談支援が必要となります。必要書類があります。

**問 合 せ** 社会福祉協議会

### ★社会福祉資金貸付制度（米沢市社会福祉協議会）

**内 容** 米沢市に居住する低所得者世帯で、生計の維持が困難となった世帯に対し資金の貸付により自立支援を行います。

**対 象 者** 担当の民生委員が貸付を必要と認めた世帯  
生活保護費の支給が決定した世帯で、最初の保護費が支給になるまでに資金が必要で福祉事務所長が貸付を必要と認めた世帯

**必要要件** 原則として市内に在住する満 65 歳未満の連帯保証人が必要です。  
民生委員の相談支援が必要となります。必要書類があります。

問 合 せ 社会福祉協議会

## ★機材貸出事業

内 容 イベント用テント、綿菓子機、ポップコーン機、車いす、アイマスク、点字体験セット、高齢者擬似体験セット、小説 CD（視覚障がい者用）、DVD（『ひきこもりからの回復』全3巻、手話・福祉に関するもの）等を貸出します。

申請方法等 電話予約が必要です。

社会福祉協議会に申込用紙を提出してください。